

○ 国家公務員制度改革推進本部令(平成 20 年7月9日政令第 221 号)(抜粋)

(顧問会議)

第一条 国家公務員制度改革推進本部(以下「本部」という。)に、顧問会議を置く。

- 2 顧問会議は、国家公務員制度改革基本法(以下「法」という。)に基づく国家公務員制度改革の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について審議し、国家公務員制度改革推進本部長(以下「本部長」という。)に意見を述べる。
- 3 顧問会議は、顧問十五人以内をもって組織する。
- 4 顧問は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 5 顧問は、非常勤とする。

附則

この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十年七月十一日)から施行する。